

金文通解

吳王餘昧劍

山 田 崇 仁

キーワード

春秋金文 吳 劍 征伐 『春秋左氏傳』 吳王餘昧 吳王餘祭

器名

攻吳（盧）王姑讎元すいすい劍（『銘圖續』）、吳王餘昧劍（①『兵與禮』、『大邦之夢』）、攻盧王姑癸皮難劍（②曹錦炎）

時代

春秋晚期（『銘圖續』では、餘昧元〱十七（前五四三〱五二七）年とする）

出土

不明（①『兵與禮』序言に、二〇一四年末に蘇州博物館が購入した旨の記述がある）

収蔵

蘇州博物館

著録

③程義に器影寫眞・拓本・模本が掲載される。

吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』（上海古籍出版社、2016年）132（本稿では、『銘圖續』と略）。③程義の器影寫眞・拓本・模本を使用する。また別途、③程義が言及するX線寫眞と思われる寫眞も収録する。

①『兵與禮』。器影寫眞・拓本・模本（何れも③程義掲載のものと同じ）が掲載され、別に一文字毎に切り分けた銘文の拡大寫眞が掲載される。

蘇州博物館編『大邦之夢：吳越楚青銅器』（上海古籍出版社、2017年）。①『兵與禮』掲載の銘文拡大寫眞と同じものが、より大きなサイズで掲載される。

考釋

①蘇州博物館編『兵與禮：蘇州博物館新入藏吳王餘昧劍研討會論文集』（文物出版社、2015年）※本稿では①『兵與禮』と略。

②曹錦炎「新見攻盧王姑癸皮難劍銘文及其相關問題」（『出土文獻與

古文字研究』6、2015年。①『兵與禮』所収)

③程義「蘇州博物館新人藏吳王餘昧劍初探」(『文物』2015年第9期。ただし『文物』では張軍政との連名となっている。①『兵與禮』所収だが、こちらは程義單獨の名義となっている。以下「③程義」として引用する)

④程義「姑蘇新考：以新出青銅劍銘文為基礎」(①『兵與禮』所収)

⑤程義「吳王餘昧劍解密」(『大眾考古』、2015年第10期)

⑥董珊「新見吳王餘昧劍銘考證」(『故宮博物院院刊』2015年第5期。

①『兵與禮』所収)

⑦李家浩「吳王餘昧兩劍銘文補釋」(①『兵與禮』所収)

⑧李學勤「吳越歷史文化研究中的幾個問題」(①『兵與禮』所収)

⑨亓民帥「蘇州博物館藏吳王餘昧劍銘文與餘祭、餘昧史事」(『青銅器與金文』2017年号)

⑩蘇州博物館委員會「兵與禮：吳王餘昧劍學術研討會綜述」(『東南文化』2015年第3期、①『兵與禮』所収)。①『兵與禮』編纂の元となった學術検討会の結果を簡単にまとめたもの。各研究者の字の隸定・解釋の違いを整理し、學術検討会での見解を付け加えている。

⑪姚晨辰「工吳王餘昧劍形製比較研究」(①『兵與禮』所収) 劍の形状に關する研究で、銘文考釋にはあまり關係が無い。

⑫魏宜輝「吳王餘昧劍銘文補議」(『出土文獻』第十二輯、2018年)

⑬吳鎮烽「試釋蘇州博物館的吳王餘昧劍：兼論魯迅路壽夢之子劍」(①

『兵與禮』所収)

⑭張懋鎔「兩柄吳王餘昧劍銘的比較研究」(①『兵與禮』所収)

⑮周亞「新見吳王餘昧劍淺議」(①『兵與禮』所収)

參考文獻

⑯董珊「新出吳王餘祭劍銘考釋」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/784>)、2021年2月16日閲覽

⑰董珊「吳越題銘研究」(科學出版社、2014年)

⑱町田章「中國古代の銅劍」(奈良文化財研究所、2006年)

器制

長さ57.5cm、幅4.8cm (本體)

劍本體は細長い形状で、前部が狭まり、中央部から後方部にかけて広がり、先端が鋭く尖り、劍身は中央の脊(せき)に向かって高くなる菱形断面の形状を持ち、先端から付け根部分の格(か)(帯状に一段厚みがある部分)に向かって幅が広がるデザインとなっている。莖(せき)(劍の持ち手部分)は円筒形で、その中途に二本の箍(か)(たが)様の出っ張り(おそらく滑り止め)が施されており(その付近に滑り止めと思われる紐が巻き付いたものが一部残存)、劍首は円餅状となっている。劍の特徴については、⑪姚晨辰を参照のこと。また中國青銅劍については、⑱町田章もあわせて参照されたし。

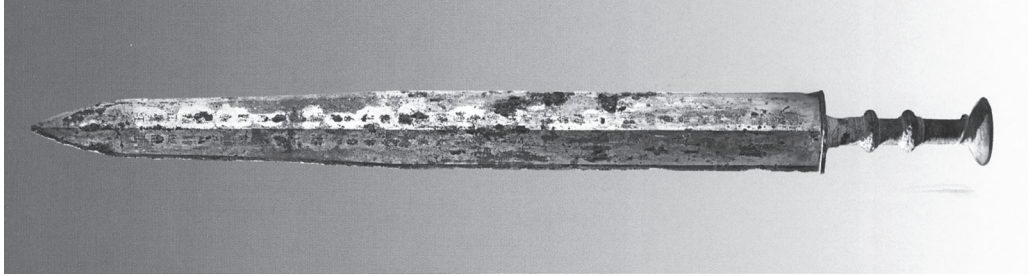


圖 1：吳王餘昧劍 (①『兵與禮』より)

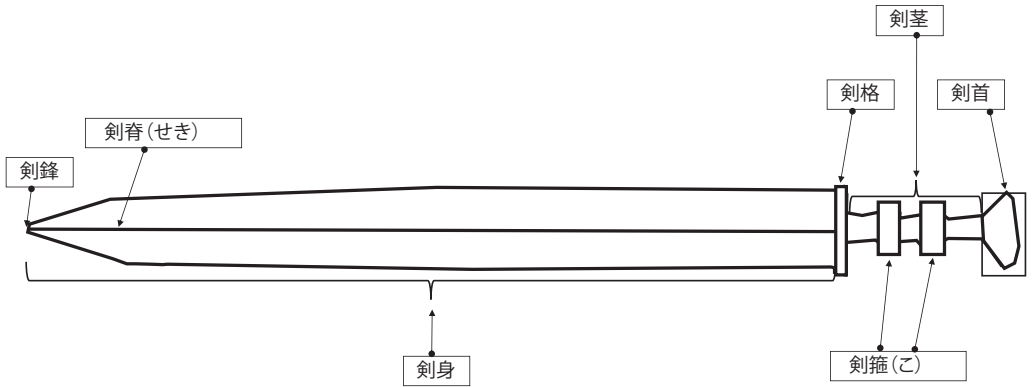


圖 2：劍の各部分の名稱 (筆者作成)

銘文

鑄銘七十五字(重文一字)。脊部兩側に一行ずつ配される。

右脊・攻慮(吳)王姑讎烏(於) 誰曰、余、屬(壽) 夢之子、余
 馭馭(郟)之馭(義)弟。馭馭此郟(郟) 命初伐(麻)、馭(敗)
 郟(麻)、隻(獲) 衆多、命御(禦) 割(荆、荆) 奔、

左脊・王圍塲(陽)、既北既殃、不爭敵(敢) 鞫。命御(禦) 郎(越)、
 雖(唯) 弗克、未馭(敗) 慮(吳) 邦。馭馭(郟) 命戈(我) 爲王。
 罍(擇) 卒(厥) 吉金、自作(作) 元用(劍)。

⑥董珊は「麻」・「多」が歌部、「殃」・「當」・「邦」・「王」が陽部となり、韻文となっていることを指摘する。⑥董珊の指摘通りであれば、前半が歌部、後半が陽部の構成になっている。文字の解釋をする際、参考すべき材料となる。



圖 3：銘文拓本寫眞 (『銘圖續』より)



圖4：銘文X線寫真（『銘圖續』より）

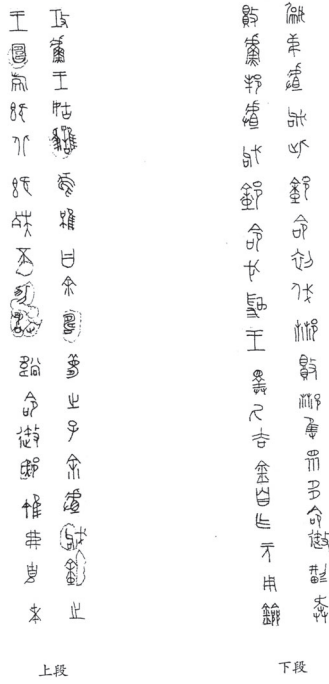


圖5：銘文模本（『銘圖續』より）

母侯部」と（陰陽對轉）、「盧」は「吳」と（何れも魚部）それぞれ通假して「句吳」となるとする。それで問題ない。「句吳」は『淮南子』繆稱訓・『史記』吳太伯世家にそれぞれ見え、春秋時代の吳國の自稱である。青銅器銘文に見える「吳」の自稱は、本器の「攻盧」の他、「工盧」・「工吳」・「工敵」など複数ある（⑧曹錦炎論文が整理している）。

⑩曹錦炎は『史記』吳世家の「句吳」について、中原人が音寫したものと見なす。

「姑雛」について。まず「姑」とする字釋については、諸家異論が無い。次に「雛」について。文字が緑青に覆われており、寫真では判讀しがたい。③程義は、X線寫真（『銘圖續』p.38掲載の寫真がそれだと推定される。以下、X線寫真は當該寫真を指す）によって字形を「雛」と定める。そして、各部品について検討を行い、左右兩側に向かい合う鳥形を配し、その間に「舌」が配される字形「雛」に隸定し、即ち「雛」もしくは「髹」であるとする。⑤程義では「shou」と讀ませている。何れも聲符を「雥（禪母幽部）」と判断したものだらう。

②曹錦炎は「發」と釋す。後述するように、「姑○」と表現を共有し「發」と隸定可能な例があるが、本器のX線寫真による限り、③程義に従って「雛」とすべきである。

また③程義は「雛」について、紹興魯迅路吳王壽夢之子劍（『壽夢之子劍』『銘圖』10877、33-p.476、春秋晚期、以下「壽夢之子劍」と表記。後で採り上げる）の「發」字に解釋された文字と字形が似ていることを指摘し、本銘文の検討結果に併せて「雛」と訂正すべきとする。壽夢之子劍の當該字も錯で判讀が難しく、⑩曹錦炎掲載のカラー

攻盧（吳）王姑雛鳥（於） 雛曰

「攻盧（吳）王」について。諸家何れも、「攻（見母東部）」は「句（見

寫真でも全體の半分弱しか判讀できない。そこから判断する限り、左の「佳」・「舌」の下部「口」らしきもの・右側の「佳」の右上部分が確認できる。そのため、隸定は別にして同一字であるとする指摘は問題ない。

⑨李家浩では壽夢之子劍銘文の釋獨の結果、當該字を「義」と隸定したが、⑦李家浩で本器銘文との比較した結果、「讎」と自説を訂正している。

「讎」については、別に④程義で「讎（禪母幽部）・「發（非母月部）」との音が近似することを論據に、この字を「蘇（心母魚部）」と釋し、前字の「姑」と組み合わせて蘇州地域の古稱である「姑蘇」の最も古い例であるとする。幽部と月部が通假する例として、蘇建洲「《上博七・吳命》簡9「吳害陳」段釋讀」（『中國文字』37期、藝文印書館。後、『楚文字論集』臺灣萬卷樓圖書公司、2011年。所収）に、「讎（禪母幽部）」と同母同部の「仇」が上海博物館藏戰國竹簡一「紂衣」の竹簡番号10では「各（見母鐸部）」を聲符とする字「𠄎（戟の異體字）」で書かれ、古文字では「戟」を聲符「丰（見母月部）」を付與して書かれる（例・「𠄎」（包山楚簡2.273））ことを指摘する。また幽部魚部字の通假に關しては、例えば『禮記』聘義の鄭玄注に「孚（幽部）或作𠄎（侯部）、或為扶（魚部）」とある。

「姑蘇」の最古例とする④程義説は非常に興味深い見解ではあるが、これだけでは論據として薄いと判断したため、本稿の段階では賛同はしない。





「姑讎」は、「姑發者反之子通劍」（『銘圖』17999、春秋晚期、33）

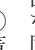
の「𠄎（姑發者反）」／「攻吳王姑發𠄎反之弟劍」（『銘圖』18075、春秋晚期）の「𠄎（姑發𠄎）」／「攻吳太子姑發𠄎反劍」（『銘圖』18076、春秋晚期）の「𠄎（姑發𠄎）」等と句法（「姑讎十人名」・「姑發十人名」）を共有する。「者反」・「𠄎」は吳王諸樊であり、「發」と隸定される文字は、兩手の下に爻が位置する字形で、「發」の省體として問題ない。句法を共有する以上、本器の「姑讎」と「姑發」は同一語の異なる表記であり、吳の言葉で通假關係が存在したと考えられる。今のところ、「姑讎」乃至「姑發」と表現される言葉は、吳王に關わる專用語（例えば王の座を繼ぐ権利を持つ一族の專稱／後述のように②曹錦炎は吳王の氏稱とする）もしくは、吳國疆域中で、吳王が居住する都邑を指す語と考えられる。⑬吳鎮烽は、②曹錦炎説を説得力のあるものとする一方、吳の王族が蘇南に至った後、その地を氏の名稱としたと解する。

『左傳』に記されるように、吳は既に壽夢の時期より中原との交渉・通婚を繼續しており、その際に周の系譜に連なる「姬姓」を稱している。そのため、これが氏稱だとしても「姑讎」・「姑發」は二次姓に相當する「氏」ということになる。ただ、⑬吳鎮烽のように元々本據としていた地名に由来するものとすべきだろう。この表現が後世の「姑蘇」に繋がる可能性は零ではないだろうが、現状ではこれ以上の論據もないので、上述のように賛同はしない（傳世文獻に記される「姑蘇」は、戰國後期の『墨子』非攻中・『國語』吳語・『荀子』宥坐篇にまで降る）。



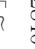

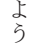
一體、青銅器銘文に君主の名を記す場合、「國号十位階十名」の形






式が通常である。その点から考えると、地名或いは二次姓を記す本器の例は珍しい部類に入ると言える。ただし、餘昧以降の闔廬（「攻敵王光劍」『集成』11620、春秋晚期）や夫差（「呉王夫差」（「呉王夫差鑑」『集成』10294、春秋晚期）の例では、「姑讎」・「姑發」の部分を書き加えない。そのため、闔廬以降中原諸國に做った表現を採用したのかもされない。



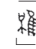


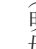




「烏（於）」について。③程義は字形「」について「上が鳥形で下に手形がある」形とし、「呉季子之子逞劍」（『集成』11640）・「莽公劍」（「虞公劍」『集成』11663、春秋晚期、33-p.329）の「元」と釋される字「」と似ているとする。そして、當該字は、鳥蟲書體が反方向轉化して篆書體になったものであり、「元」或いは「元」、「余」或いは「皮」に發音が近く、これは當時の呉の言葉の發音を反映したものであり、實際の意味は無いと指摘する。②曹錦炎は攻尹坡鑿（春秋晚期：『新金文編』中2734、1870頁）の「（坡）」と類似した字形と見なし、「皮」と釋す。對して⑤程義・④程義では「烏」と解するがその根據を述べない。おそらく⑦李家浩の「烏」と隸定し、「烏」と「於」は本來同形字で後に分化したが、「」は分化の中途の字形に相當するものとし、「於」の意とする解釋に従ったものだろう。⑮周亞も⑦李家浩說に従う。

⑬呉鎮烽は「烏（影母魚部）」と釋する一方、「餘（喻母魚部）」と部を同じくし、影母と喻母も同屬の喉音で通假可能とする。
⑯董珊は「」「中山王響壺」（『集成』9735、戰國晚期）を參考に「焉」と隸定し、「焉」と「於」とは字音が近く、元々「烏」から

分化した文字であることを指摘し、「焉（元部）」と「夷（脂部）」が通假する例（『周禮』行夫の「焉使」について、鄭玄・鄭衆が「夷使」とする別本が存在したとする指摘、及び『經典釋文』「焉、劉音夷」）を挙げ、「夷」と釋す。

銘文「」を確認する限り、時代は降るが「中山王響鼎」（『集成』2840、戰國晚期）「」・「中山王響壺」（『集成』9735、戰國晚期）「」に類似した字形であり、また「越王諸稽於賜矛」（戰國早期、『集成』11511）の「烏」と隸定される字形「」とも類似している。そのため、「烏」と隸定しても問題ないと判断し、⑦李家浩說に従い「烏」と隸定し、「於」の意味とする。字義については、③程義の指摘するように發音の一部を表記したもの（後述する「」と併せて人名の表記となる）であり、實際の意味は無いとする解釋に従う。

「」について。③程義は當該字「」を、左半分は花卉（かき）の形、右半分は「佳」であるとする。當該字は、③程義が指摘するように壽夢之子劍にも見えるが、⑦李家浩は壽夢之子劍の當該字共々「」に隸定するが、左側部分につき、本器は上部を口形に従う「」と隸定し、「壽夢之子劍」は上部を羊角の頭の部分に従う「（元部）」に隸定し、前者を訛誤の字體であると指摘する。

⑰董珊もは壽夢之子劍銘の（⑰董珊は「」を「發」とするが）「」三字を作器者の名前を記したものとす。一方、⑥董珊では「」の上部が口形である以上、「」に隸定することは不適合であるとし、「」（微部）「」（心母脂部）」と隸定する。そして、「」（明母物部）「字を諧聲符に持つ「」・「」・「」を挙げ、皆曉母微

部の字とする。また、「昧」と同じく「末」字を諧聲符に持つ「沫」の『説文解字』の古字「湏」・「頰」が曉母微部の字であることから、古音が近いと指摘する。⑥董珊は、これらを論據に「焉雖」を「夷昧」と釋し、吳王餘昧その人の名とする。また⑥董珊は、傳世文獻では「末」・「末」・「昧」・「昧」・「昧」と複数の表記が存在し、特に聲符部分が「末」・「末」と二種あることを挙げる。これについて⑥董珊は、上述の自らの釋讀が間違えてなければ、「末」系の字形は傳承の過程で生じた誤字であるとする。

③程義は⑦董珊説に従って作器者の名前であるとする一方、自説にもとづき「姑雛雛」と隸定し、後述のように吳王餘昧その人であるとする。②曹錦炎は「難」と釋し、「姑發」を氏稱、「皮難」を名前あるいは字であるとし、「皮（並母歌部）」と「餘・余（以母魚部）」もしくは「夷（以母脂部）」、「難（泥母元部）」と「昧（明母物部）」の讀音が合うことを根據に、③程義と同様吳王餘昧その人であるとした。

⑬吳鎮烽は「雜」について、傳世辭書には収録されないとする一方、「佳」を聲符とする照母微部の字であるとする。そして、「昧（明母物部）」は微部と物部が陰入對轉、「昧（明母月部）」は微部と月部が旁轉の關係であり、照母と明母が雙聲の關係に準じたものであるとし、「雜」・「昧」・「昧」三字が通假するとし、吳王餘昧その人であるとする。

本稿では、字釋については「烏（於）雜」とし、「烏（於）」は「餘」と同部（魚部）で通假すること、また「雜」は聲符「佳」の通假から⑥董珊説を参考に「昧」と釋し、「餘昧」とする。吳王餘昧を指すことには異論が無い。

余、鬻（壽）夢之子、余馭械郵（郟）之弟（義）弟。

「余」について。錯に覆われており判讀しがたいが、銘文寫眞の錯の盛り上がり方や後文の「余」と隸定される字と比較し、併せて『銘圖續』掲載のX線寫眞を検討して、兩方とも「余」と隸定して問題ないと判断した。本器の作器者である。これ以降、「命戈（我）爲王」の部分までが吳王餘昧の自述（直接話法）となる。

「鬻（壽）夢」について。「鬻」は文字が綠青に覆われており、寫眞では判讀しがたいものの、③程義は子細に觀察して「鬻」と隸定する（字形としては「鬻」の方が近い）。本稿でも①『兵與禮』掲載の銘文拡大寫眞で當該時を検討した結果、この字は、壽の上部を省略した字形であり、壽として問題ないと判断した。字形の類例としては、包山楚簡包204鬻が知られる。「夢」については特に問題ない。

③程義は「壽夢」を吳王壽夢（在位：前585年～前561年）とする。諸家も異論は無い。彼の名について、「孰姑」（唐・司馬貞『史記索隱』吳世家引『世本』「吳孰姑徙句吳」とあり、後漢・宋忠の『世本』注に「孰姑、壽夢也」とある）、「乘」（『春秋左氏傳』襄公十二年）が知られる（「乘」について②曹錦炎は、こちらも中原人の音寫表記と見なす）。本器の作器者の父に當たる人物であり、中原の晉同盟に参加し（壽夢以降、吳王の在位年が記録される）、約百年続いた吳楚戦争を始めた君主で、中興の祖と評してもよい存在である。

「馭械郵（郟）」について。本器銘文には、別に「械此郵（郟）」と表現を共有する部分がある。③程義は吳王の名前であるとする。それ

で問題ない。また③程義は、この名前は壽夢之子劍の他にもいくつかの青銅器銘文に見えることを指摘する。②曹錦炎は「郟(郟)」について「郟」と隸定するが、字形から判断して「郟(郟)」説を支持する。「郟」について。⑦李家浩は、當該字を「戈」に従う「句」聲の字とし、壽夢之子劍では「日」に従う「句」聲の字剣と表記されることを指摘し、「郟」の異體字ではないかとする。また、⑬呉鎮烽は剣を「郟」の省體とみなす。

③程義は、「郟(郟)」を春秋時代の呉越人の音節毎に一字を割り當てて人名を表記する習慣に従ったもので、「郟(郟)」を寛式化して「郟(郟)」とし、即ち『左傳』襄公二十八年に見える「句餘」と同一人物であったとした(唐・孔穎達『春秋正義』同年に引く後漢・服虔『春秋左氏傳解詁』では「餘祭」とする一方、西晉・杜預『春秋經傳集解』(以下、杜預注と表記)同年では「夷末(餘祭の弟——『史記』・後漢・趙曄『吳越春秋』では「餘昧」・『春秋公羊傳』などでは「夷昧」と表記)とする——この「句」について、『經典釋文』では「句、古侯反」とする)。更に同一人物が作者と考えられる、「工呉大叔郟矣殘劍(「攻呉大叔郟灼工呉劍」『銘圖續』[255])銘文(「冒頭部分欠」攻呉大叔郟灼(改行後、欠)工呉自作元用)の「大叔」が、壽夢の子供で呉王となった諸樊・餘祭・餘昧・季札の四兄弟のうち、諸樊の次に位置する人物とし、餘祭とする自説を補強する。別に⑯董珊も、「郟(郟)」が「句餘」に、また「郟(郟)」が『左傳』襄公三十一年の「戴呉」にそれぞれ通じ(同杜預注に「戴呉、餘祭」とある)、何れも「餘祭」の名とする。

字説については③程義・⑯董珊に従い、「郟(郟)」を「餘祭」の名とする。また、襄公二十八年の「句餘」も「郟(郟)」の省略表記であり、杜預注の「夷末(餘昧)」ではなく、服虔の「餘祭」が正しいとする。


「郟(郟)」について。③程義は當該字「郟(郟)」を「人に従い女に従い、中間は口・册で構成される」とし、「嗣」と隸定して繼承の意味を持ち、續く字を「弟」と隸定し、呉の國君繼承が兄弟順となる制度を反映したものとす。

⑦李家浩は、「屬」と「女」に従う字「郟(郟)」と隸定し、壽夢之子劍の共有する部分が「義(疑母歌部)」と隸定されること、また「郟(郟)」の聲符「屬」は、『玉篇』(『大廣益會玉篇』戸部)に「交屬也」とあるのにより、「屬」は「易(餘母錫部)」の古字であるとする(『正字通』では俗字とする)。次に、「易」と「義」は古音が近く、中古音では同韻であるように、上古音の「疑」・「餘」の二母と「歌」・「錫」部に關連があるとす。まず、馬王堆漢墓帛書『戰國縱橫家書』の「餘(餘母魚部)」が「與」の意味で使用される事例を挙げ、「香」字が『廣韻』で「魚紀切(疑母)」と「羊入切(餘母)」の二つの音があるように、「與(餘母魚部)」も「疑母」の音が存在し、「疑」・「餘」の二母字が通假したとする。次いで、『詩』小雅／節南山之什／何人斯「我心易也」の『經典釋文』に「韓詩、作施(歌部)」を挙げ、「易(錫部)」と「施(歌部)」とが通假するとす。加えて『說文解字』三上の「錫(支部)」とその惑體「施(歌部)」の關係から(支部と錫部は陰入の關係)、錫部と歌部の字が通假することを指摘する。以上の論據から、「郟(郟)」も「義」

と釋すべきだとする。意味については、⑩蘇州博物館委員会に⑦李家浩説を引き「宜」としている。この⑦李家浩説については、隸定はひとまず置くとして、上古音を用いた「厥・義」兩字の關係を採る方法については問題がある。何故なら、「義」が餘母魚部字であり「疑母」であることを示す資料が無いこと、また『詩』何人斯「我心易也」の「易」は、錫部の字（「かえる」の意）では無く支部の字（「やすい」の意）で解すべきであり、何人斯の通假は『説文解字』三上の支部と歌部との通假と同例と見なした方がよい。そのため、無理な推論と言わざるを得ない。

⑥董珊は「尸」「〇」「皿」「女」に従う字形とし、「嬖」と隸定する。そして、傳世文獻に「嬖弟」という表現はないが、この字が「寵」と意味が近いことを指摘し、『左傳』隱公元年・『史記』楚世家などの傳世文獻に「寵弟」という語が存在することから、「嬖弟」も同母兄弟のことであるとした。

また別に⑬呉鎮烽は「厥」と隸定する。同氏編の『銘圖續』も同じ。③程義説の「人」を「尸」と見なし、「尸」を聲符とする。また、その下の部分を「嗣」の左側に似た字形で、「始」の異構で、「嗣」と読み、「嗣弟」を「君位を繼承する弟」と解釋する。

字形を寫眞「

の横畫線相當部分について、銘文では一本の横線ではなく、短い線が垂線の端にそれぞれ計二本描畫されているように見える。また、字釋の面からも「寵弟」を同母兄弟の意味とするのには賛同しがたい。そのため⑥董珊説には左袒しない。

右側部品「女」については、諸氏特に異論は無く、本稿でもそれに従う。

本稿ではとりあえず⑦李家浩の「厥」とする隸定に従うが、上述の如く上古音からの解釋過程には賛同しがたい。しかし、文脈上「厥弟」と「義弟」とは同じ意味を指すことは疑いなく、「義」と釋して「善き」と解す。

本器の作器者が「餘祭」の「弟」である以上、該當する人物で後文に述べるように「餘祭」の後繼者として呉王に即位した人物が「餘昧」であることから、作器者は「餘昧」と比定される。

馭城此鄒（鄒）命初伐榔（麻、毆（敗）榔（麻）、隻（獲）衆多、
「馭城此鄒（鄒）」について。上文の「馭城鄒（鄒）」と同じく、作器者の名前である。「此」は③程義に従い、省略可能な部分と見なしてよい。

「榔（麻）」について。③程義は、左半分「杝」を麻の初文とし、右側に「卜」がつくのは、地名を表記する字によく見られるものであるとする。本稿でもこれに従う。「麻」については、『左傳』昭公四（前331）／呉・夷末6）年「冬、呉伐楚入棘・櫟・麻」とある。杜預注で

は「皆、楚東鄙邑。譙國鄆縣東北有棘亭。汝陰新蔡縣東北有棘亭」と、棘・櫟の地望については記すが、麻の地望については注記をしない。「麻」の地望については、別に唐・司馬貞『史記索隱』楚世家に「襄城縣故麻城」とある。⑬呉・鎮烽は諸説を引き、湖北省東部・河南省東南部・安徽省西南部のいずれかの地域とする。これらの地望に關する解釋を踏まえると、何れも、楚の對中原進出の據點である南陽盆地を東に進んだ所謂「方城外の地」に相當する地域となる。

この部分の意味は、③程義を參考に「初陣として呉兵を率いて麻に出兵し、敵の捕虜を多數獲得した」と解釋した。

この出兵について、⑤程義は上記『左傳』昭公四年の事件を記したものとす。特に明示はないが、この事件を餘昧即位前のものとする以上、⑤程義の年代觀は『史記』に従ったものと考えられる。これについては、『春秋』經文及び『左傳』の年代觀に従うと同年は餘昧6年に相當するため、支持できない（『史記』の年代觀に従うべきでは無いとする點については後述）。従ってこの句は、餘昧即位以前から、麻を含むこの地域の爭奪戰が呉楚兩國で行われていたことを示すものとなる。

命御(禦) 荆(荆) 奔

「荆」字について。字形は「井」「田」「リ」と右下の重文符号「二」の各部品がほぼ同じ大きさで四等分に配置される。當該字は、「荆曆鐘」【『集成』00038、春秋晚期）や楚簡によく見られる字形で、「荆」の異

體字もしくは仮借字であり、「荆」すなわち「楚」であると釋して問題ない。「奔」は奔走の意とした。この部分は「楚と呉の戦いに際して防禦を担当し、楚を撃退することに成功した」と解釋した。

王圍塲(陽) 既北既歿、不爭致(敢) 鞞(當)

「圍」について。この字も錯で判讀が難しいが、③程義はX線寫眞から「圍」と隸定する。それに従っておく。諸家この王を餘祭とするが、②曹錦炎と⑫魏宜輝は楚靈王の諱「圍」とする。この部分は文脈からして「圍」は動詞であり、直後の「塲(陽)」は囲む對象である邑とすべきである。よって、楚靈王説は支持できない。

「塲(陽)」について。③程義は「手に従い、下に日から四本垂れ下がった筆畫」がある形と解し、楚王禽章鑄(戰國早期、『集成』85)に見える「西塲」の「塲」と近似しているとす。そして曾公乙墓竹簡の「陽成君」・「魯陽公」の「陽」が當該字形で書かれることを踏まえ、本例も「陽」と釋すべきとする（「塲(陽)」については、別に清華簡『繫年』にも用例がある）。

當該字については、諸氏は「塲」と隸定する場合が多いが、⑦李家浩はこれに對し、清華簡『繫年』十九章(105簡)の「陽」を「唐」とする字釋(當該部分の担当は劉國忠)を參照し、『說文解字』「唐(二上)」の古文「陽」と「塲」・「陽」が聲符「易(陽部)」字を共用するため、通用できるとする。そして當該字は『繫年』十九章の「陽」即ち「唐」なのではないかと指摘する。ただし、これは當時の呉楚戰爭

が本銘にもみえる「麻」など所謂「方城外」地域を中心として繼續していたことを踏まえると、湖北省隨州市に比定される「唐」を吳王が包圍する可能性は想定しがたいので、本稿では賛同しない。

一方、⑥董珊は自寫模本で「𠄎」とし、これは「𠄎」ではなく「𠄎」聲に従う字で「乾」と釋すべきだとし、吳楚の戦場であった「乾谿（現安徽省亳州市譙城區）」と關連があるとする。乾谿については、『左傳』昭公六（前536／餘昧八年）年が初出。この地は、後の昭公十一年に楚靈王が自殺した地でもある。

また別に、「𠄎」字の字釋に關する專論である⑫魏宜輝が新說を提示する。まず⑫魏宜輝は、銘文寫眞「𠄎」、③程義模本「𠄎」、⑥董珊模本「𠄎」の三種を比較し、⑥董珊模本の方がより銘文の實際に即していると認める。そのため、この字の下部は「易」と解釋することはできないとする。ただし⑥董珊説については、他の「𠄎」と釋される字との比較をした結果、一定の隔たりがあり信ずることができないとする。そして⑫魏宜輝は、「中山王𠄎鼎」（『集成』2840・「中山王𠄎壺」（『集成』9735）に見える「𠄎」と隸定し、語氣詞「也」と釋すべきだとした（「𠄎」を句末の語氣詞「也」とする説については、武振玉『兩周金文虛詞研究』（綏裝書局、2010年）を参照）。

隸定については、⑫魏宜輝の指摘するように、程義模本では四本ある垂線の全てが上部に接續した形となっているが、銘文寫眞を見る限り、⑥董珊模本のように他の三本とは孤立した配置となっている。ただし、他の銘文で「𠄎」と釋される文字の全てが四本の垂線の全てが接續されているわけではない。また、「𠄎」字は、文脈上「圍」の目

的語となるため、句末の語氣詞となることは不可能である。そのため、本稿では「𠄎（陽）」と隸定し、地名と解釋する。

この句の意味について、③程義は吳王が楚邑の「陽」を包圍したと解釋する。後述のように「𠄎（陽）」字の解釋については説が分かれるが、「𠄎（陽）」が地名と解釋される以上、全體の意味もそれで問題ない。地望については不明だが、⑮周亞は越地ではないかとする。

②曹錦炎は「𠄎」を「𠄎」と解し、楚靈王の死を意味すると解す。上述のように、「圍」は楚靈王の名ではなく動詞と解すべきであり、支持できない。

「既北既殃」について、②曹錦炎は何れも同義で「敗る」の意とする。⑮周亞は北を「敗北」、「殃」を「禍、害」の意とする。文字をわざわざ使い分けている以上、②曹錦炎説のように同義とするのは表現上の妙味を失わせるくらいがあるので、本稿では⑥董珊・⑮周亞を参考に「北」は「はしらせる（敗北させる）」、「殃」は「とがめる」の意味でそれぞれ解した。

「不」の下半分に續く二文字も錯が覆っており判讀が難しいが（①『兵與禮』所収の銘文個別文字寫眞は、③程義が「争」と釋した字の寫眞を缺く）、③程義はX線寫眞を用いて「争」「敢」と釋す。ただし、「争」についてはあくまで暫定的なものとし、或いは「我」の異文である可能性も指摘する。②曹錦炎は不明字として扱ひ、隸定もしていない。⑦李家浩は一文字目を③程義と同様に「敢」と解する一方、二文字目については「𠄎」と隸定して「勿」と釋し、「勿敢」を「不敢・弗敢」の意味であるとする。その場合、最初の「不」と否定詞が連續するこ

とになるため、「不」ではなく「非」聲の指示代詞「匪」であり、「彼（かの）或いは「かれ」の意」と訓ずべきとする。後述するように『孟子』梁惠王下「彼惡敢當我哉」に類似した句形が見られる。⑥董珊は「不」を「不」と釋する一方、「争」についてはX線寫眞を見て「𠄎」字形とし、「我」と隸定する。⑥董珊説に従うと、「不我敢當」となる。

この場合「不」と「敢」の間に「我」が挿入されるのが句として不自然だが、董珊は賓語前置形式であるとして問題ないとする（類似した句として「莫我敢」が『詩』大雅／生民之什／板「屎則莫我敢糞」・魯頌／駟之什／閟宮「則莫我敢承」・同／長發「則莫我敢曷」に見える）。

この二文字について、『銘圖續』掲載のX線寫眞を見る限りにおいて、二字目の隸定を「敢」とすることは問題ない。ただし、一字目についてはよく確認できない。上述のように、①『兵與禮』所収の銘文個別文字寫眞はこの字を缺く。③程義（『文物』掲載版／同じものが『銘圖續』にも掲載）の模本は「𠄎」と書かれ、「𠄎」に近い字形となっている。銘文寫眞で確認できないため確言はできないが、③程義模本に従い「𠄎」としておく。⑮周亞は殘缺しており、不確定なため解釋をしないとする。

「𠄎」について。③程義は、當該字を「草」と「尚」とに従う字形と隸定し、「草」は「革」や「糸」と通用されるため「緇」と釋し、「結合」の意味とする。句の解釋としては、「詰問して、彼らの逃げ道を閉じた（原文・讓他們無路可逃）」とする。②曹錦炎も「緇」と釋して「縫い合わせる（縫綴）」意とし、句としては「楚軍が壊滅して軍として體をなさなかった」の意とする。これら「緇」と釋する説につ

いては、そもそも「緇」が傳世文獻に見られず、加えてこれを「縫綴」の意味とするのも、近代以降の解釋を援用したものであり支持できない。

⑬吳鎮烽は「𠄎」と隸定し、「𠄎」即ち「馬鞍上の皮子、即ち鞍披（くらおい）」とし、「馬の鞍韉（馬のしたくら）を顧みることがなかった」と解す。この説についても、春秋晩期の當時、馬は戰車を牽引するため使用されており、鞍を必要とする騎乗は戰國以降に降るため、成り立たないことは明白である。

⑦李家浩は字形について「𠄎」に従う一方、聲符を共用する「當」と讀むべきだとし、『孟子』梁惠王下「彼惡敢當我哉」の「當」に相當する用法であり、「抵擋（抵抗・防ぎ止める）」の意だとする。また、⑥董珊も同様に聲符を共用する「當」と讀み「敵對」の意で解す。本稿では、⑦李家浩に従い「當」と釋し、「抵抗する」の意としておく。

この句全體については、前半と地名は③程義に従って「陽」とし、後半は⑦李家浩を参照し、「呉王餘祭が楚邑の「陽」を包圍し、既に（楚を）敗北させ、既に（楚に）とがめ立てをし、彼ら（楚軍）はわざわざ抵抗することはなかった」と解した。

この出兵について、⑤程義は『左傳』昭公五年「冬、十月。楚子以諸侯及東夷伐呉、以報棘・櫟・麻之役」と同一のものとする。②曹錦炎・⑨亓民帥も同様の説を唱え、本器の銘文の内容を論據として、兩王の在位年を『史記』に従うべきだとする。これも上記と同じく、『春秋』經文及び『左傳』の年代觀に従うと、同年は餘昧7年に相當するため、支持できない。

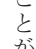
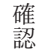
そもそも、文献資料において特定の王の在位年のみが入れ替わる場合、王の在位年一覧表のような資料の誤記が原因として想定可能なものであり、『春秋』經文のような年代記形式の資料で、たまたま二王の記事のみが動くことは最も想定しがたいものとなる。なぜなら、この時期既に中原の晉同盟の一員であった呉は、君主の卒去も同盟諸國に通告してははずであり、魯年代記を基礎とする『春秋』經文にもそれが記録されたはずだからである。また別に『左傳』の内容を踏まえると、この時には呉楚間の本格的な戦闘がそれほど無かったことになるため、(誇張としない限りは)銘文で誇示するような圧倒的な勝利の印象とはほど遠いものとなる。更に十二諸侯年表が『春秋』經文・『左傳』の年代観を反映する記述をする点からすれば、呉世家・十二諸侯年表作成に用いた王名表の誤記である可能性が高い(本稿十四頁も参照)。

命御(禦) 邲(越)、雖(唯) 弗克、未戢(敗) 廬(吳) 邦

「邲(越)」について。「戊」と「卩」とで構成される當該字を「越」の意味で使用するのは、「邲王鳩淺劍」(『集成』11621、戦國早期)など青銅器銘文での通例である。本器銘文では「卩」が右側に位置するが、「邲王鳩淺劍」のように「卩」が左側に位置するものや、「越王旨翳劍」(『銘圖續』1330、同1331、何れも戦國早期)などのように「卩」を省略する例もある。

「雖(唯)」について。當該字は晉公益(『集成』10342、春秋中期)

に見える。③程義は「唯」と通用するとする。⑦李家浩は「唯」とする解釋は③程義と同様だが、當該字を「雖」と隸定し、「雖」の古文とする。⑥董珊も⑦李家浩と同様に「雖」と隸定するが、「唯」ではなく「雖」と釋し、この部分全體を「越の侵攻に對して防御した。勝つことはできなかったけれども、(越も)呉を敗北させることはできなかった」の意に解す。⑤周亞も「雖」から通假して「雖」と釋す(『荀子』性惡の「唯」に對する唐・楊倞注「唯、讀爲雖」を引く)。

他銘文での「雥(𠄎)」「晉公益」(『集成』10342、春秋中期)、「雖(𠄎)」(『秦公簋』(『集成』4315、春秋中期)の例を見ると、よく似た字形であることが確認できる。これを本器の當該部分のカラー寫眞とX線寫眞と併せて比較すると、「雖」のような「虫(は虫類)」の尻尾に相當する部分の曲がりらしきものがX線寫眞に見える。そのため、「雖」と隸定し「雖」の意とする。

この部分は、③程義が指摘するように越の侵攻に際しての防衛戦に勝利し、呉が破れることがなかったことを記す。最後の部分「未戢呉」が、餘昧が即位前に参加した軍事行動に負けなかったのか、或いは越侵攻のみにかかる表現で、呉への侵入を許さなかったとするべきかについてはよく分からない。何れにせよ、餘昧が自らの軍事行動が無敗であったことを高らかに誇っていたことは確かである。

この時代の呉越戦争については、傳世文獻の記述は少ない。『史記』越王句踐世家に「允常之時、與吳王闔廬戰而相怨伐」とあるのが最古層の記述だが、闔廬は餘祭の三代後の君主であるため、直接的に銘文の事件とはならない。本器銘文に見える呉の軍事行動は、呉が壽夢以

來の對楚戰を繼續する一方、越との間にも時に干戈を交える關係があったことを示している。上述した『左傳』昭公五年の「報棘・櫟・麻之役」に際して、「越大夫常壽過」が楚側として參戰している事からすれば、闔廬以前より呉越が敵對關係であつた可能性が指摘できる。

⑤程義は、襄公二十九（前551）年の「餘祭弑」事件をこのときのものともみなし、越人によって餘祭が殺害された事件を、呉が改變したものが記録されたものとするが、年代觀から考えてありえない。襄公二十九年の「呉人伐楚、獲俘焉、以為闔」について、唐・顔師古『漢書注』五行志第七下之下、並びに唐・司馬貞『史記索隱』に「呉人伐越」と作る。また別に、馬王堆漢墓帛書『春秋事語』呉伐越章では「呉伐越」と書き出し、最後を「呉子余蔡觀舟、闔人殺之」と結ぶ。この記述は後述の『左傳』襄公二十九年のそれとは異なり、余蔡刺殺の契機を『左傳』の呉楚戰爭ではなく呉越戰爭とする（ただし、唐代の抄本に由來する宮内庁書陵部藏旧金澤文庫本鎌倉時代寫本では「呉越」となっており、『左傳』は後世「呉楚」に改變された可能性がある）。⑤程義の想定は、これらの材料を根據としたものだろう。一方③程義では、先の二つの戦闘を含め具體的な年代の比定は行っていないが、『史記』の年代觀に従つたものを支持したいという願望に沿つた記述ではない。

⑥董珊は襄公二十九年の出兵が呉からのものであり、本銘の「禦」とは攻守が逆であることを指摘し、違う軍事行動のものではないかとする。

馭戩郟（郟）命戈（我）爲王

「戈」について。③程義は「我」の意味であるとす。⑦李家浩は「代」に釋し、『史記』にみえる「代立」の句法と類似したものとする。「代」とした場合、「命」の目的語を欠くことになるため、本稿では③程義に従つて「我」と釋しておく。

「爲」について。この字も錯で判讀が難しいが、X線寫眞で「爲」と判讀できる。字形的には「曾子原彝簠」（『集成』5125、春秋晚期）や、「趙孟庠壺」（『集成』3628、春秋晚期）に類似している。

この部分は「餘祭が私（餘昧）に命じて、王に即位させた」の意となる。餘祭の死は、『左傳』襄公二十九年に「呉人伐楚、獲俘焉、以為闔。使守舟、呉子餘祭觀舟、闔以刀弑之」と書かれる。『史記』呉世家・『呉越春秋』では何れも、餘祭（十七年）・餘昧（四年）とするが、『左傳』や『春秋』經文襄公二十九年に「闔弑呉子餘祭」と、また昭公十五（前522）年に「十有五年、春王正月、呉子夷末卒」とそれぞれ書かれる以上、兩者の年數を轉倒したものとなる。『史記』十二諸侯年表が餘祭四年に「守門闔殺餘祭。季札使諸侯。」と『左傳』に基づく記事を引用しているにも関わらず、在位年が十七年まで記されていることを考慮に入れると、『史記』編纂に利用した王名十在位年の形式で書かれた一覽表の呉部分について、兩者の在位年が轉倒してたと想定される。

上述のように、彼らの父壽夢の死後、その四子のうち諸樊・餘祭・餘昧が順番に即位する。この兄弟即位については、『公羊傳』襄公

二十九年「謁也、餘祭也、夷昧也、與季子同母者四、季子弱而才、兄弟皆愛之、同欲立之以為君。(……中略……) 故謁也死、餘祭也立。餘祭也死、夷昧也立。夷昧也死、則國宜之季子者也」とあるより以來、『史記』呉世家・『説苑』至公篇・『新序』篇などに収録される著名な逸話が知られる。この説話自體、吉本道雅(『呉系譜考』、『立命館文学』563, 2000年)が指摘するように、戦國時代に創作されたものだろうが、『左傳』に書かれるように餘祭の死が突然のことである事情を踏まえると、「命戈(我)爲王」が臨終の際の出来事ではなく、兄弟順の即位という呉の慣例を踏まえ、餘昧の即位が既定のものとなっており、そのことを含めた表現であると考えられることもできる。

罍(擇) 卒(厥) 吉金、自作(作) 元用鍔(劍)

「吉金」について。この句は西周晚期以降、春秋期に頻出する常用句であり「よい金属(青銅器の材料)」の意味となる。

「元用」について。この句は呉越の劍銘文に頻出するため、常用句であるとしてよい。本稿では「(自ら) おおいに用いる」と解釋した。

「鍔」について。青銅器銘文や楚簡では、一般的に「鍔」を「劍」の意味で用いる。「劍」字は秦漢以降使用されるため、秦系の用字習慣である可能性が指摘できる。

訓讀

攻廬(呉) 王姑讎烏(於) 雜曰。余、罍(壽) 夢の子、余、馘

鄒(鄒)の馘(義)弟なり。馘馘此鄒(鄒)命じて初めて鄒(麻)を伐ち、鄒(麻)を馘(敗)り、衆を隻(獲)するところ多し。命じて割(荆)を御(禦)ぎ、割(荆)奔る。王陽(陽)を圍み、既に北(敗)り既に殃め、匪は馘(敢)えて鞫(當)たらず。命じて邨(越)を御(禦)ぎ、雖(唯)だ克たざるも、未だ廬(呉)邦(國)を馘(敗)らず。馘馘鄒(鄒)、戈(我)に命じて王と爲す。卒(厥)れ吉金を罍(擇)びて、自ら元用鍔(劍)を自作(作)る。

現代日本語訳

攻呉王の姑讎於雜(餘昧)が言った。「余は、壽夢の子、余は、馘鄒(餘祭)の善き弟である。馘馘此鄒(餘祭)は(我に)命じて初めて麻の地を討伐し、麻を敗り、あまたの捕虜や戦利品を獲得した。(我に)命じて荆(楚)の侵攻を禦がせ、荆(楚)は敗走した。(我が)王は陽の地を包囲し、既に敗北させ既にとがめ立てをしたので、彼ら(楚軍)はわざわざ抵抗することはなかった。(我に)命じて越を禦がせ、唯だ勝利することはなかったが、未だ呉國を敗北させることは無かった。馘馘鄒(餘祭)は我に命じて王としたのである。」と。そこでよい金属を選び、自ら大いに用いるための劍を作成した。

参考

吳王壽夢之子劍

ものを流用)。

考釋

※吳王餘昧劍の考釋・参考文献も参考にされたし。

器名 壽夢之子劍 (⑮曹錦炎・『銘圖』)。

⑮曹錦炎「吳王壽夢之子劍銘文考釋」(『文物』2005年第2期)

時代

史』第一輯、2007年)

春秋晚期

器制

出土

全長39.5cm、莖の殘長3cm。何れも⑮曹錦炎による。

1997年浙江省紹興市魯迅路 (『銘圖』)

扁莖長條式(平らな莖と一直線に伸びた本體の造形)。無格(付け

収藏

根にベルト上の部分がない)、無首(莖尻に円錐状の部分がない)であり、劍身は中央に一段盛り上がった脊せきが造形されている。出土時、

紹興越國文化博物館(浙江省紹興市)／紹興越文化博物館と表記するものもある。どちらが正しいかは不明。

既に二つに分かれていた。⑮曹錦炎によれば、この形式は吳越で流行した造形ではなく、中原でのそれに接近しており、吳越地区での出土は甚だ珍しいとする(よく似た例として、⑮曹錦炎は1959年に安徽省淮南市で出土した諸樊劍を挙げる)。

著録

⑮曹錦炎に全體の拓本・寫眞と部分毎の拡大寫眞が掲載されている。

吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、2016年)

18077(本稿では、『銘圖』と略)。

鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙

編』(台北藝文印書館、2006年) N11407

①『兵與禮』。器影寫眞・拓本・模本(拓本・模本は⑰董珊掲載の

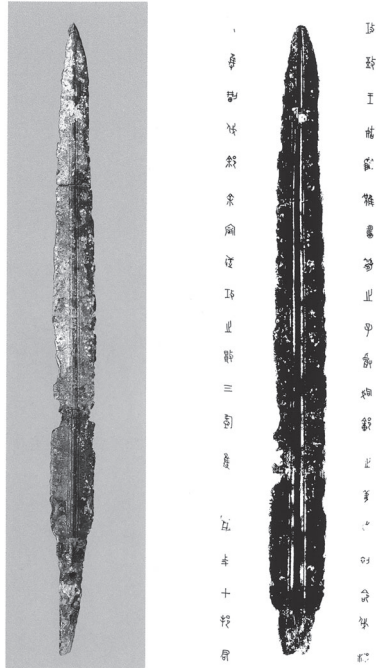


圖6：吳王壽夢之子劍写真・拓本
 ①『兵與禮』より／銘文模本は董珊作

銘文

鑄銘四十字。脊部せぶ兩側に一行ずつ配される。

右脊：攻敵（敵・吳）王姑讎讎、鬲（壽）夢之子、余、馭敵郟（郟）之義弟。初命伐郟（麻）、

左脊：又（有）隻（獲）。制（荆）伐郟（徐）、余新（親）逆、攻之、
 馭（敗）三軍、隻（獲）「車」馬、支七邦君。

攻敵（敵・吳）王姑讎讎、鬲（壽）夢之子

「攻敵王」について。「攻」は、吳王餘昧劍の項で述べたように「句」に通ず。「敵」は、左半分は「五を縦に重ねた」字形、右半分は「父」で構成される。⑮曹錦炎は「敵」の省體として、「攻敵」を「句吳」とする。それで問題ない。

「姑讎讎、鬲（壽）夢之子」について。

まず「姑讎」について。⑮曹錦炎は「姑發」と釋す。吳王餘昧劍の項でも述べたが、⑮曹錦炎が「發」と釋する字は、③程義が指摘するように吳王餘昧劍の「讎」と釋される字と字形が似通っており、吳王餘昧劍と同じく「讎」とすべきだろう。⑮吳鎮烽は、吳王餘昧劍の知見を踏まえ「姑讎」と隸定する。上述のように⑮李家浩では「義」と釋したものの、⑦李家浩では吳王餘昧劍との比較によって「讎」と訂正している。以上の点を踏まえ、本稿では「姑讎」と隸定する。

吳王餘昧劍の項でも述べたように、「姑讎」と「姑發」との関係は同一義の異なる表記で、本據としていた地名に由来する（その後、⑮曹錦炎が想定するように二次姓となった可能性はある）ものとすべきだろう。

次に、「讎鬲（壽）夢之子」について。「鬲（壽）夢」は吳王壽夢を指すことは特に問題ない。吳王餘昧劍にも同一人物が記載される。⑮曹錦炎は一字目を「難」と解し、「難鬲（壽）夢」三字を壽夢の名前を表現したものとする。ただし、一字目については⑮曹錦炎掲載の銘文寫真を見る限り、吳王餘昧劍の「讎」と釋される字と似ており、それと同様に解すべきである。また、文の構造からしても「○○王A、B之子」とした方がよいため、本稿では⑮曹錦炎説には従わず、「讎」一字で吳王（即ち餘昧）の名を記したものとする。⑮吳鎮烽は、吳王餘昧劍の知見を踏まえ「讎」と隸定する一方、AとBとの間に關係を示す言葉（おそらくは「余」）が省略されているとし、劍名もそれを踏まえて「吳王姑讎讎劍」或いは「吳王餘昧劍」とすべきだとする。

首肯すべき見解だが、本稿では「呉王餘昧劍」との混同を避けるために、「呉王壽夢之子劍」表記を使用する。

余、馭械郟（郟）之義弟。

⑱曹錦炎は「馭械郟」に作り、呉王餘祭とする。これについても、呉王餘昧劍との比較において、⑲李家浩・⑳董珊が「郟（郟）」と隸定する説を支持すべきである。その他の字の解釋や呉王餘祭とする説で問題無い点については、呉王餘昧劍の項で既に述べた。「呉王餘昧劍」では「余」の前に「曰」字があり、以降呉王餘昧の自述が記される。本銘文では「曰」字を缺くが、「曰」を省略したものと見なし、文末まで呉王餘昧の自述と解す。

「義弟」について。⑱曹錦炎の「義」とする字釋については、特に問題ない。また、⑱曹錦炎は「義」に續く一字を不明字とするが、⑲李家浩・⑳董珊は「弟」と釋す。ここまでの句形が呉王餘昧劍と類似していることを踏まえ、「義弟」と釋す説に従っておく。⑳呉鎮烽も「義弟」と釋し、「義」を「大義、或いは道德規範に符合する」の意とし、「義士」に類した用法で、弟に對する美稱とする。
意味としては、呉王餘昧劍と同じく⑦李家浩説に従い「善き弟」とする。

初命伐郟（麻）、又（有）隻（獲）。

「初命」について。⑦李家浩・⑬呉鎮烽は、呉王餘昧劍の「命初」の倒文であるとする。⑦李家浩はまた、この句の前に「馭械此郟（郟）」或いは「馭械郟（郟）」が省略されているとする。何れも従うべき見解である。

「郟（麻）」について。⑱曹錦炎は釋讀不明字とする。⑲李家浩は「郟」と隸定し、地名の「巢」とする。⑳董珊も「郟（郟）」と隸定するが、意味は⑲李家浩と同じく地名であるとし、『春秋』襄公二十五（前548）年「十有二月、呉子遏伐楚。門于巢、卒。」・『左傳』同年「十二月、呉子諸樊伐楚、以報舟師之役。門于巢。巢牛臣曰、呉王勇而輕。若啓之、將親門。我獲射之、必瘞。是君也死。彊其少安、從之。呉子門焉、牛臣隱於短牆以射之。卒」の事件を指すとする。⑳董珊の字釋は、後年の⑥董珊でも「麻」説にはやや無理があり、「郟」説自体は存疑であるとするものの變更はない。⑬呉鎮烽は呉王餘昧劍と比較し、「郟（麻）」とする。⑦李家浩も「郟（麻）」と解釋を改める。これについては、銘文寫眞での比較 （呉王餘昧劍）・ （壽夢之子劍）や、呉王餘昧劍の「命初伐麻」と句形が類似していることを考慮に入れ、本器も⑬呉鎮烽と同じく「郟（麻）」を指すものと判断する。

割（荊）伐郟（徐）、余新（親）逆、攻之、

「割」字については、呉王餘昧劍で既に述べたので省略する。⑱曹

錦炎は「型」と隸定して「荊」と釋すが、銘文寫眞を見る限りでは「割」と隸定すべきである。

「邾(徐)」について。⑱曹錦炎・⑲李家浩・⑳董珊は共に「邾」と隸定して「徐」即ち徐國とする。上文の「邾(邾)」と字形が異なる(こちらは左下の「車」相當部分を持たない)ので、「邾」と隸定すること自体は問題ない。そのため、「徐」とする説に従っておく。彼らの解釋では、楚に對抗するために呉徐兩國が同盟し、呉が楚の伐徐に對応して援軍を送ったことになる。後述のように、從來楚の與國であった徐は、楚との同盟から離脱して呉に與し、楚が諸侯を率いて徐・呉に出兵を行っていることは、『左傳』昭公四(前538/餘昧6)年を契機として『春秋』經文・『左傳』昭公六年・十二・十三年に記される。本銘文がどの事件を指しているのか、或いは『春秋』經文や『左傳』に記されていない事件を記したのかについては明示されていないが、後述するように、本稿では昭公十二・十三年の出兵を指すものと見なした。

「新」について。⑲李家浩・⑳董珊は共に「親」に通ずるとする(何れも「眞」部)。他の例として、中山王罍鼎(『集成』2810、戰國晚期)に「叟邦難新、仇人才彷彿(鄰邦難親、仇人在旁)」がある。本稿ではこれらを踏まえて、「余新(親)逆、攻之」については、「餘昧自ら出兵してこれを迎え撃った」と解した。

⑰董珊は、本器銘文に書かれる對楚戰を、餘昧即位後の事件とする。⑱吳鎮烽も同じ。加えて⑥董珊では、本器に「親」を使用する以上、上位者からの命令ではなく自ら判斷しての出撃であり、そのためこれ

は餘昧即位後の事件であるとす。また⑥董珊は、吳王餘昧劍は何れも即位前の軍事行動を記すのと違い、壽夢之子劍では即位前・以後の事件を記すという違いを指摘する。何れも首肯するべき見解である。

⑦李家浩は、徐出兵について『春秋』昭公四年に記される事件と同一のものとする。一方、⑥董珊は昭公十二(前538/餘昧14)年・十三(前529/餘昧15)年の出兵を指すとす。⑱吳鎮烽も⑥董珊と同じ時期の戰役を指すとす、本器の鑄造を餘昧15・17年とする。上述のように、青銅器に記される戰鬪行為が全て『春秋』經文や『左傳』に記されるわけでも無いものの、この時期の戰争であることは間違いないだろう。ただし、少なくとも昭公四年については、呉の出兵が楚のそれから時間をおいたものであり(『左傳』では「報復」と解する)、銘文で唱われる行爲とは一致しないため支持しがたい。昭公十二・十三年も楚が諸侯連合軍を率いた出兵であり、『左傳』の「楚師還自徐、吳人敗諸豫章、獲其五帥」という呉の大勝が本器銘文との内容もよく似ているため、本稿ではひとまずこれに賛同しておく。

毇(敗)三軍、隻(獲)「車」馬、文七邦君。

「毇(敗)三軍」について。まず「毇(敗)」字の解釋は、吳王餘昧劍の項で既に述べた。次に「三軍」について。「三軍」の用例は、傳世文獻では『論語』子罕篇「子曰、三軍可奪帥也、匹夫不可奪志也」辺りが最も早い。青銅器銘文では、孔子をやや遡る齊靈公期(前562年・前554年)の「叔尸鐘(『集成』272・285等)」に「朕三軍」等

が見られるのと、靈公の後に即位した莊公（前553年～前526年）期の「庚壺（『集成』9733）」に見える「齊三軍」が知られる。理念的な解釋としては戰國末成書の『周禮』夏官司馬に「王六軍、大國三軍、次國二軍、小國一軍」と記されるのが著名である。⑮曹錦炎が指摘するように、必ずしも實數を述べたものではなく、全軍程度の意味だと推測される。

「隻（獲）[車]馬」について。「隻（獲）」字の解釋は、呉王餘昧劍の項で既に述べた。次に「[車]馬」について。⑯曹錦炎は上を判讀不明字としつつ、下の「馬」との関係から「車」と推測する。⑰李家浩もそれに従う。⑰董珊は兩字とも不明とする。本稿では⑯曹錦炎に従って「車馬」と解する。

「支七邦君」について。まず「支」について。⑱曹錦炎は『說文解字』卷三下「支、小擊也」を引き、「支」字を、「擊」と同義であるとする。⑲李家浩は「扑」と釋すが、⑳曹錦炎も引く段玉裁『說文解字注』卷三下「支」の「經典隸變して扑に作る」を参照したものだろう。㉑李家浩はまた、他の例として『史記』周本紀「（周王赧三十四年）秦破韓・魏、扑師武」並びに、南朝宋・裴駰『史記集解』引く徐廣說「戰國策曰、秦敗魏將犀武於伊闕」を引き、「擊敗」の意味とする（現行本『戰國策』には、この句と一致する文はない。『戰國策』には類似した文として、西周策「秦攻魏將犀武軍於伊闕」、同「犀武敗於伊闕」、魏策一「秦敗東周、與魏戰於伊闕、殺犀武」がある。おそらくは、これらの表現にもとづき徐廣が節略したものだらう）。本稿でも⑲李家浩に従って「擊敗（打ち負かす）」の意としておく。

次いで「七邦君」について。⑳曹錦炎は「七つの國家（大概は小國である）」、㉑李家浩は「七つの諸侯國の國君」、㉒吳鎮烽は「七つの小邦國」とするが、それぞれ具體的な國名には言及しない。これとは別に、⑰董珊は「楚の封君貴族」とする。

「邦君」については、西周中期の義盃蓋（『集成』9733）銘文に「邦君」「諸侯」が見え、西周末期の『詩』小雅／節南山之什／雨無正に「邦君諸侯」とあり、諸侯とは別の存在として記される。一方、本器よりやや降る蔡侯申歌鐘（『銘圖』1533、春秋晚期）にも「庶邦」・「邦君」が見えるが、ここで使用される「邦」は蔡を含む諸侯國や國家を指す。更に春秋～戰國中期の情報・認識を反映する『左傳』に見える「國君」「邦」を避諱し「國」に改めている。『左傳』より遡る時期の成書である『論語』季氏篇に「邦君」が見える。担当者にはこれについて、おそらくは前漢期に「國君」に改變したものを王莽期に機械的に「邦」に再度改變し、それを後漢期に『古論語』を参照して邦・國の違いを『魯論語』に反映した際、變更し忘れたものと考えている）では、一般的に「諸侯の君主」を指す。このように、「封君」は時代によってその意味する内容が異なっているが、本器が春秋後期に斷代されることを考慮に入れると、「諸侯の君主」を指すとすべきである。本稿では⑱曹錦炎の解釋を参考に、「楚の從屬化にあった七つの小國の君主」と解釋した。

訓讀

攻敵（吳）王姑讎、鬲（壽）夢の子。余、馭城郟（郟）の義弟な

り。初め命ぜられて**鄒**（麻）を伐ち、**隻**（獲）する又（有）り。割（荆）
鄒（徐）を伐ち、余**新**（親）ら逆へ、之を攻め、三軍を**毆**（敗）り、「車」
馬を**隻**（獲）し、七邦君を**支**つ。

現代語譯

攻呉王姑讎の**離**（餘昧）は、壽夢の子である。（王は言った。）「余は、
馭馭鄒（餘祭）の善き弟である。初めて命ぜられて麻の地を伐ち、獲
得する所があった。荆（楚）が徐を討伐したので、余が自ら迎え撃ち、
これを攻撃し、三軍を敗北させ、戦車と馬とを獲得し、七つの小國の
國君を打ち負かした。」と。

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所 客員研究員）

